

2022文議第982号  
令和5年2月7日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
田中 としかね

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

※請願受理第60号及び第61号については、請願者の  
希望により、傍聴者用資料・会議録（原本を除く）・  
ホームページにおいて下記のとおり個人情報を非公  
開にいたしますので、取扱いに十分ご注意ください。

【非公開箇所】

第60号、61号：住所、氏名

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第48号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第49号	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止を求める請願
	第50号	核兵器禁止条約の批准を求める請願
厚生 (1件)	第51号	介護老人保健施設への財政支援に対する請願
建設 (5件)	第52号	文京区の「まちづくり」の定義・基本理念を明確にし、子育て・教育環境のさらなる向上を目指す「文の京」まちづくり基本条例の検討を求める請願
	第53号	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明や分析、課題等を踏まえて策定するよう求める請願
	第54号	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」という一文を盛り込むことの検討を求める請願
	第55号	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整える検討を求める請願
	第56号	建築紛争事案等に関し、区が事業者に求めた要望・指導等、区民とのやり取り等は記録として残し、区民が確認・検証できるよう求める請願
文教 (5件)	第57号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を都に求める請願
	第58号	小・中学校の学校給食費を無償化することを求める請願
	第59号	学校給食費無償化を国に求める請願
	第60号	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第61号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第48号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第49号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度の中止 を求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

コロナ禍は4年目に入り、ロシアのウクライナ侵略から1年近くとなり、また異次元の金融緩和による異常円安で電気、ガス、資材、食品など天井知らずの物価値上げに家計は逼迫し、「やりくりも限界」の声が上がっています。それなのに年金は削減され、後期高齢者の医療費窓口負担は2倍化されて、「何とかしてほしい、せめて消費税は減税・廃止を」の声が広がっています。

いま、世界100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税を実現しています。コロナ禍で医療も受けられない、くらしの先行きも見通せないという国民の声を聞かず、国の来年度予算案114兆3,812億円のうち軍事費は10.2兆円（防衛力強化資金を含む）にも膨らみ、その財源に消費税増税も検討していると言われていました。

私たちは、「消費税 憲法変えれば 戦争税」とさせないよう取り組んでいます。ポストコロナを見据えた税収確保は、低所得者層ほど負担が重い消費税を中心とするのではなく、能力に応じた負担を求める税制によるべきです。

今年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。小規模事業者やフリーランス等の方々にとっては税率変更を伴わない新たな消費税大増税です。

アニメや声優業界で働くフリーランスの約4人に1人がインボイス導入で「廃業の可能性」があるとの調査もあり、地域経済や文化を支えるフリーランスや小規模事業者の仕事を奪い、廃業に追い込むこととなります。

地域経済が疲弊する中で、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

よって、以下のことを国に要望すること。

## 請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第50号
件 名	核兵器禁止条約の批准を求める請願
請 願 者	神奈川県横浜市青葉区 あざみ野一丁目27番1号E303 文京革新懇 代表世話人 奥長 弘三 外9名
紹介議員	宮崎 こうき 板倉 美千代 海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

核兵器禁止条約は2017年、国連総会で採択され、2021年1月に発効し2年目を迎えました。条約は核兵器の非人道性を告発し、その開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで全面的に禁止し、違法化し、その完全撤廃の道筋を明記しています。昨年6月、65の条約締約国に加え、NATO同盟下にあるドイツ、ベルギーなど4カ国とオーストラリアも含む34カ国のオブザーバー参加で、第1回締約国会議がウィーンで開かれました。採択されたウィーン宣言は、「核兵器は平和と安全の維持どころか、強制や威嚇、緊張の高まりにつながる政策的道具として使われている」と告発し、核抑止論は「実際に大量破壊兵器が使われるという威嚇に基づくもので」今やその誤りはより明確だと述べています。

同年8月に条約発効後初となった核不拡散条約(NPT)再検討会議では、最終文書案に条約発効と締約国会議の開催を「認識」することが盛り込まれました。核兵器廃絶に向けて条約の力が発揮されていることではないでしょうか。

一方、ロシアのウクライナへの軍事侵略は1年近くが経過し、ロシアは「核兵器の使用」を威嚇しています。世界は今、核抑止論の破綻と核保有国主導による核廃絶への道の行き詰まりを目のあたりにしています。

「希望の光はあります。6月には核兵器禁止条約の締約国会議が初めて集い、終末兵器のない世界に向けたロードマップを策定しました」と強調したグテレス国連事務総長の広島平和式典(8月6日)でのステートメントは、世界にとって大きな励ましとなりました。広島、長崎の両市長は今年もまた国に対して、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器のない世界を実現する推進力となることを強く求めました。締約国は68カ国にひろがり、条約署名国は92カ国で国連加盟国の過半数に迫り、確実に前進しています。

文京区は1983年に「非核平和都市宣言」をしています。世界に目を向け、今こそ、その歴史的役割を深く認識し、実践することが求められます。もし何処かで紛争が起きれば、地球上に核兵器がある限り、使用される可能性は否定しえないのです。現にウクライナで戦争が起きている現実からも核兵器使用の危惧を拭うことができません。

世界の国々も唯一の被爆国である日本が批准し参加することを願っています。

私たち区民は、唯一の核被爆国として、戦争を放棄する憲法を持ち、非核3原則を堅持する日本が、迫りくる核戦争の回避のために、世界で積極的役割を果たすことを切に願うものです。そのために、日本が一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准し、締約国になることを国に働きかけて下さい。

## 請願事項

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を批准すること。



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第51号
件 名	介護老人保健施設への財政支援に対する請願
請 願 者	文京区大塚三丁目 36 番 7 号健商ビル 東京保健生活協同組合 介護老人保健施設 ひかわした 施設長 岡本 育夫 外1名
紹介議員	海津 敦子      関川 けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

介護老人保健施設では、新型コロナウイルス感染症の拡大、物価高騰の社会情勢の影響を強く受け、経営的に大変困難な状況となっております。このままでは、介護を要する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができなくなる懸念があります。地域の介護サービス基盤を守り、介護保険サービスを提供し続けるために下記の事項について区に働きかけていただきたくお願いいたします。

## 請願事項

- 1 東京都が行うサービス提供体制確保事業の補助金のうち、病床ひっ迫により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等に対して「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」に上乗せされる追加補助については小規模施設等にあっては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設にあっては同一日に5人以上いることとされている。当該人数の規程を満たさない日について文京区独自の追加の補助を区にお願いする。
- 2 陽性者発生等により職員体制の確保が困難となった際に当該サービスの提供を継続する目的で併設のサービスを休止または縮小して職員を応援にあたらせた場合の休止または縮小したサービスの減収分の補助。および、感染拡大防止のため保健所等の指示により休止または縮小したサービスの減収分の補助を区にお願いする。
- 3 サービス利用者が陽性、陽性疑い、濃厚接触者となった際に感染拡大防止のため防護服で対応した職員に対する特別手当を区にお願いする。
- 4 新型コロナウイルス感染症で入院加療後の退院基準を満たした患者の受け入れのためのベッドを介護事業所で確保した際の空床期間の補助を区にお願いする。
- 5 物価高騰対応支援給付金の継続を区にお願いする。
- 6 区内の介護保険サービス事業所の財政状況の実態調査と必要な支援を区にお願いする。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第52号
件 名	文京区の「まちづくり」の定義・基本理念を明確にし、子育て・教育環境のさらなる向上を目指す「文の京」まちづくり基本条例の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子      国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

## 請願理由

文京区には「文の京」総合戦略や昭和63年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」に関連した戦略・条例・要綱等はあるものの、文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念は明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」もありません。文京区本郷一丁目の「(仮称)宝生ハイツ建替え計画」を巡って建築紛争になっている一因として、令和4年9月定例議会に提出された「請願受理第27号」にも記載されているように『『文教のまち』文京区の名にふさわしく、教育環境を保護し、子どもの成長を支えるまち』づくりの理念がないまま、単に合法であるか適法であるかによって開発が進められていることが挙げられると考えます。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、想定を遥かに超えた自然災害への備えと強靱な回復力の必要性、新型コロナウイルスの「パンデミック」危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、文京区としての「まちづくり」の基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込み、子育て・教育環境をさらに充実、向上させることを目指した「基本条例」が欠かせないと考えます。

閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て・教育環境のさらなる向上を目指してさまざまなアイデアを持ち寄り、都市整備のあり方や生活・通学路の安全対策等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境や教育環境を守るべき住宅地域と、利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していく必要があります。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、子育て・教育環境のさらなる充実と向上、安全・安心な住環境や都市整備の方向性も盛り込みつつ、自然災害にも強く回復力もあるような令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の制定を検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第53号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては建築紛争の原因究明や分析、課題等を踏まえて策定するよう求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

「文京区都市マスタープラン（都市マス）」の見直しが進められていますが、区内ではこれまでも「都市マス」と整合性が取れているとは言い難い案件や「文教のまち」というイメージやシンボルを毀損しかねないマンション開発事業を中心に建築紛争が起きています。

建築紛争の原因は様々ですが、原因のひとつに事業者が「都市マス」をよく理解せず、趣旨や目的、方針と整合性が取れなかったり、「文教のまち」というイメージやシンボルを毀損したりするような開発を進めようとし、それに対して地元区民が反対する構図があり、この構図は小日向二丁目の巨大ワンルーム建設事業や本郷一丁目の「(仮称)宝生ハイツ建替え計画」でも見て取れます。また文京区では、全国的にも有名になった「ル・サルク小石川後樂園」のマンション事業を巡る建築紛争も最終的な決着を見ず、“塩漬け”状態が続いています。

こうした事態を繰り返さないためにも実際に起きた建築紛争の事例から学ぶ必要があり、「都市マス」見直しにあたっては建築紛争の当事者である地元区民の声と、事業者側の主張を検証しつつ、建築紛争の原因究明・分析を通じた課題を踏まえて「都市マス」を策定する必要があります。

そもそも建築紛争は個別事案が解決すればそれで終わりではなく、そこから得た教訓を活かして次世代に引き継いでこそであり、その意味でも建築紛争の原因究明と分析、課題をしっかりと踏まえておくことが重要と言えます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

## 請願事項

- 1 「文京区都市マスタープラン」の見直しにあたっては、建築紛争で苦痛と苦労を強いられた区民の声を明確に反映するとともに、事業者側の主張の正当性や妥当性等を検証し、区内で起きた建築紛争の原因究明・分析を通じて課題を踏まえ、都心部における文京区の特徴ある住環境・子育て・教育環境を壊すことなく、さらなる充実・向上を後押しするような「都市マス」を策定してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第54号
件 名	区の主なまちづくり関連条例等に「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」という一文を盛り込むことの検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

区内で開発・建設を計画する事業者において、「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが極めて重要であることは、多くの文京区民において異論のないところだと思います。そしてそのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等に明記することで、「都市マス」を詳細に理解せずに建物を設計・建設する事業者がいなくなるようにすれば、これまで以上に建築紛争を未然に防止する効果が期待できます。

事業者の中には、合法・適法であれば文京区が持つイメージやシンボル（注1）を毀損しても構わないかのような開発計画や建設工事を半ば強引に進めようとしたり、僅かばかりの譲歩を以て隣接・近隣区民の声を良く聴いた証しとして計画を強いようとしたりするケースが後を絶たず、紛争を予防する現在の条例や要綱等では窓口対応で歯止めがかけられているとは言い難い状況になっています。一度、紛争に発展してしまえば長期に及び、地元区民の疲弊も著しいものがあります。

条例に明記したからといって、すぐに建築紛争がゼロになるわけではありませんが、事業者に「都市マスに沿う」ということの自覚を促し、条例や要綱等の運用をより円滑かつ実効性の上がるようにする効果が見込まれることは間違いありません。

まちづくり関連の条例等に「都市マスの趣旨に整合するよう努めること」と書いてあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話す必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、改めて詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくようお願いいたします。

（注1）現在の「文京区都市マスタープラン」には「魅力を生かすまちづくりに向けて」として「文京区においては、多くの大学が立地していることにより、教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着し、大学と連携した産業集積の形成にもつながっています」とあり、「土地利用方針」には「『文教のまち』のシンボルとなる教育施設」との記載があります。

## 請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第五条「建築主等の責務」に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」等の趣旨の文言を盛り込むべく検討してください。



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第55号
件 名	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整える検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子      国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

## 請願理由

女子中高一貫教育校である学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校の隣接地で、20階建て（高さ約69m）にもなる（仮称）宝生ハイツ建替え計画が持ち上がり、建築紛争になっています。建築計画自体はその規模と「総合設計制度」を活用することを前提としていることから直接の所管は東京都になりますが、計画地は文京区の「第一種文教地区」内でもあり、教育環境の悪化が懸念されています。

文京区は他区と異なり、「文の京」を謳い、現行の「文京区都市マスタープラン」でも「魅力を生かすまちづくりに向けて」の中で「教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着」し、『『文教のまち』のシンボルとなる教育施設』と記載するなど教育環境を大切に守ってきました。

東京都文教地区建築条例第3条（第一種文教地区内の建築制限）及び同条例「別表一」において、「劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」を、その「用途に供するために建築物を建築し、又は用途を変更してはならない」「ただし、知事が文教上必要と認め又は文教上の目的を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない」と定めているのも「文教地区」の教育環境を守るためであり、その目的に鑑みれば同条例に「総合設計制度」が明記されていなくても、教育環境を悪化させるような「総合設計制度」の容積率緩和を許可することは条例の趣旨全体から見れば明らかに反していると言わざるを得ません。

「総合設計制度」の活用を含め、建築主や事業者において合法・適法であることは最低限の条件に過ぎず、シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るためには教育環境を悪化させない（あるいは悪化を最大限避ける）ことが欠かせず、文京区における「文教」を大切に作る「まちづくり」はそうした理念を優先すべきと考えます。そこで下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

なお、都市計画部長は区独自の仕組みやルール等を整えることに関し、「極めて議論が困難」と答弁（令和4年11月25日の建設委員会）しましたが、議論を経て実現が困難であるというなら理解できますが、「議論」自体困難というのは自由な議論を通じて合意形成を図る民主主義の根本を否定するものであると言わざるを得ず、区民として容認できません。

## 請願事項

- 1 文京区が大切に作る「文教のまち」のイメージと子育て・教育環境を守るべく、「文教地区」において教育施設に隣接する建築物の建設や建て替え等は区としてしっかり関与し、子育て・教育環境悪化を回避するような区独自の仕組みやルール等を整えるべく検討してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第56号
件 名	建築紛争事案等に関し、区が事業者に求めた要望・指導等、区民とのやり取り等は記録として残し、区民が確認・検証できるように求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	建 設 委 員 会

#### 請願理由

令和4年11月25日開催の建設委員会での受理第40号の「請願」（件名：「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境の悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整えるよう求める請願）審議において、住環境課長が「区としましては、事業者に対して今後も丁寧な対応に努めるように要望してまいります」と答弁したことに對し、理事が「いつ何回、いつといつとそういう形で事業者に求めていますか」と質したところ、住環境課長は「ちゃんとした記録としては残してはいない状況でございます」と答弁しました。

これでは区民が、区が事業者にどのような「要望」をしたのか、その「要望」は行政として適切なものであったのか否かなどについて確認も検証もできません。

もちろん、記録すべきか否かについて行政の裁量権があることは認めますが、建築紛争に発展しているという重要性和重大性に鑑みれば、記録しないということの合理的根拠はなく、一般的な社会常識に照らせば記録するのが自然で合理的です。

都市計画部住環境課だけではなく土木部道路課においても重要な事案に関して記録として残さないような情報管理が見られ、区民の「知る権利」が蔑ろにされていると言わざるを得ません。

そこで、建築紛争等、区政及び区民において重要・重大な事案及び区民が知るべきであろう情報等については記録する是非を十分に吟味した上で、記録しないという合理的根拠がない限りはできるだけ記録に残すよう区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

#### 請願事項

- 1 建築紛争になっている事案等については特に区が事業者に求めた要望・指導等を記録として残し、区民が確認・検証できるようにしてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第57号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現 を都に求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	沢 田 けいじ      金 子 てるよし
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

昨年10月27日文科科学省は全国の小中学校で2021年度不登校だった児童生徒が前年度から4万8,813人(24.9%)増え、24万4,940人で過去最多になったと発表しました。増加は9年連続で、過去最多も5年連続で更新しています。

不登校の内訳は小学校が8万1,498人(前年度比28.6%増)、中学校16万3,442人(前年度比23.1%増)で、いずれも増加しています。文京区においても、2021年度小学校139人、中学校135人と年々増加の傾向をたどっています。

専門家からは競争的な教育が背景にあり、学校が安心できる場になっていないと指摘されています。学校は本来子どもが安心して学べる居場所であるべきです。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、さらに足りない分は夏休みなどを削って補っているのが現実といわれています。子どもに寄りそってその声を受け取るべき教師の多忙化は社会問題にもなっており、精神疾患による教員の休職者が2021年度文科科学省調査で過去最多になっています。

学校を子どもが安心できる場所にするために、何よりも教師を増やし、一人一人の子どもたちの声を聞き、心が通い合う環境を作ることが必要です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。来年度の国の文教予算で教職員定数は増減差引で2,474人も大幅減になっています。

またこの冬はコロナ感染第8波の下「緊急搬送困難事案」も過去最悪です。感染予防や拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の35人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35人学級を小学校で前倒し、中学校に拡大していただきたく強く要請します。

## 請願事項

- 1 都の責任で、教員を増やし小・中学校の全学年で35人学級を早期に実施するよう都に求めること。
- 2 あわせて小・中・高の全学年で30人学級の検討に入ることを都に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第58号
件 名	小・中学校の学校給食費を無償化することを求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	たかはま なおき            沢 田 けいじ 金子 てるよし            上 田 ゆきこ
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

#### 請願理由

憲法第 26 条は「義務教育は、これを無償とする」と定めています。ところが、実際に無償化されているのは授業料と教科書代に限られており、義務教育期の子どもがいる家庭の経済的負担は大きいものがあります。重い負担となっているものの 1 つが、学校給食費です。学校給食は教育の一環であるとともに、子どもの健全な発達を支えるうえで重要な役割を果たしています。

子どもたちは、みんなと一緒に食べる学校給食を楽しみにしています。本来学校給食は教育の一環として位置付けられなければなりません。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事が出来ることは、子どもの情緒安定にとっても大切なことです。どの子にも暖かい食事を保障しているのが学校給食です。未来をにう子どもたちの健やかな成長・発達をはぐくむ学校給食の整備充実は何よりも優先して行わなければなりません。学校給食の無償化は「義務教育は無償」という憲法 26 条の原則からも、子どもたちの健やかな成長を保障するうえでも、子どもの貧困予防対策としても大きな意義があります。

すべての子どもたちの発達を保障する学校給食が実施でき、無償化できるようにお願いします。

#### 請願事項

- 1 文京区として小中学校給食費の保護者負担を無償化してください。
- 2 小中学校給食費を無償化するための財政措置を、都と国に求めてください。



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第59号
件 名	学校給食費無償化を国に求める請願
請 願 者	文京区白山二丁目 31 番 2 号 105 I 女性会議文京支部 高橋 絢子
紹介議員	たかはま なおき 金子 てるよし 沢田 けいじ 上田 ゆきこ
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

学校給食は、学校給食法第1条で「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」として「食育の推進を図る」ことを大きな目的とされ、教育活動の一環と位置付けられています。具体的には第2条で学校給食の目標7項目が掲げられ、健康の増進のみならず食文化を知ること、食材の生産・流通を通して自然環境や生産者への理解と尊重を育むこと、社交性を身に着け学校生活を豊かにする等、まさしく教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。よって、学校給食は「教科学習」「授業」同様、義務教育においては無償とするべきと考えます。

同時に、学校給食費無償化は子どもを取り巻く課題の解決に大きな役割を果たします。学校給食費は年額5～6万円と保護者が学校に納める納付金の中では高額なものです。直近でも新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化、物価高騰による子育て世帯の負担増への対策、また将来的にも義務教育期間の費用負担の軽減で少子化・子育て支援対策として力を発揮するものと考えます。

学校給食費無償化の動きは加速しています。昨年、特別区においても、2023年度から学校給食費無償化を決定した区を皮切りに、今年に入り2区が新年度から学校給食費無償化を実施することを表明、一部無償化実施を決定した区、前向きに検討中の区等が出てきています。

自治体の財政状況、家庭環境によらず、子どもたちが食べる喜びと生きる力を身に着け、健やかに成長できるよう、義務教育における学校給食費の無償化が強く求められています。文教の地、「文の京」文京区がそのさきがけとなって推進していただきたく、以下の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 義務教育期間の学校給食費無償化を国に求めるよう要望してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第60号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な学 校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 220px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 100px;"></div> <div style="background-color: black; width: 240px; height: 20px; margin-left: 150px;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ      小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

日本の食料問題は、深刻な脅威に直面しています。食料・タネ・肥料・エサなどを海外に依存する度合いが大きすぎるのです。現在、海外から輸入する小麦などの穀物価格、原油価格、化学肥料の高騰も起きています。東京大学の鈴木宣弘教授は「実際の食料自給率は38%どころか10%あるかないかという惨状である」と指摘します。国産野菜のタネの9割は海外で採取したものです。化学肥料もほぼ100%輸入です。鶏卵のヒナも100%輸入、飼料のトウモロコシも100%輸入です。今こそ食料危機に備えて、日本国内で食料・タネ・肥料・エサを自給することが必要なのです。

食料危機のリスクに備えるためには、国内の農家を守り、国内生産を増強することが必要です。しかし現実は大変厳しく、国内農業の生産コストは、一昨年に比べて肥料は2倍、飼料も2倍、燃料費は3割高になっています。農家は赤字に苦しみ、酪農家はこの半年で9割が廃業してしまうかもしれないというほどの苦境にあり、米価暴落で赤字を膨らませている米農家もふくめて廃業が激増し、国内農業が壊滅しかねない状況に追い込まれています。学校給食で米飯や国産小麦を使用することは、国内農家を支えることになります。国産小麦は、グリホサートの残留もありません。輸入小麦からは、グリホサートが100%近く検出されます。除草剤ラウンドアップを繰り返し使用すると、農薬の効かないスーパー雑草が増えます。それを枯らすために、ラウンドアップの使用量を増やしたり、危険な農薬を混ぜて毒性を高めることが行われています。この問題はたちごっこで、解決方法がありません。今後ますます輸入小麦の残留農薬は増える恐れがあります。国はラウンドアップは安全といますが、主成分グリホサートより1000倍以上強毒の補助剤は、安全審査も残留検査も行われていません。

現在、異常気象による世界各地での不作の頻発やウクライナ戦争の影響などで、世界的な食料危機が近いといわれています。朝日新聞は、「国際物流の停止による世界の餓死者が日本に集中する」と報じています。台湾有事が起きれば、物流も止まってしまいます。実質自給率が10%では、国民は飢えてしまいます。国内農家を守る意味でも、子どもの命と健康のためにも、海外の危険な小麦にお金を落とすより、国産の食材を適正価格で買い支えて下さい。学校給食は自治体の裁量です。2022年には「全国オーガニック給食フォーラム」が開催されるなど、全国の学校給食で安心安全な食材を使う動きは広がっています。子ども達が口にする食材は、誰がどこでどうやって作ったかわかる、安心安全なものを使用することが基本なのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 子ども達の命と健康を守るため、予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用をやめて、国産小麦または米飯にするよう区に求めること。
- 2 国が安全とする基準値は主成分のみから算出されており、ラウンドアップの補助剤の強毒性が無視されているため、輸入小麦を使用するのであれば、今の1000倍以上厳しい安全基準値を独自に設定するよう都教育委員会に求めること。
- 3 保護者や子どもが学校給食でのグリホサート残留数値をいつでも調べられるように、低濃度の残留が検出可能な検査施設での検査、定期検査の実施、東京都学校給食会ホームページ上の検査データの公開を都教育委員会に求めること。
- 4 農薬は、市販される農薬（補助剤も入れて）から残留基準値と一日摂取許容量を算定するよう国に求めること。
- 5 農薬の毒性試験（発がん性・慢性毒性・発達神経毒性など）は、市販される農薬（補助剤も入れて）を使用して行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第61号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 220px; height: 20px; margin-bottom: 5px; margin-left: 100px;"></div> <div style="background-color: black; width: 270px; height: 20px; margin-left: 150px;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ                      小 林 れい子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

## 請願理由

日本では、ゲノム編集食品の流通が始まっています。通常、新しいバイオテクノロジーで作られたものは、長期間の動物実験で安全性を確かめ、本当に人間が食べて安全なのかという評価を行います。また、消費者が選択できるよう食品に「ゲノム編集」という表示も必要です。しかしゲノム編集食品では、どちらも行われておりません。未知のリスクの可能性のあるゲノム編集トマトの苗が、2023年に小学校で無償配布される計画があります。日本の未来を担う大切な子ども達に、動物実験よりも先にゲノム編集食品を食べさせることは倫理的に問題があります。

ゲノム編集とは、特定の遺伝子を壊し、品種の改良を行う技術のことです。ゲノム編集では、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。

「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。

2018年に中国の南方科技大学では、ゲノム編集技術を人間に使用しました。HIV（エイズウイルス）感染者のウイルスが赤ちゃんに伝わらないように、受精卵の段階でウイルス感染にかかわる遺伝子を破壊したのです。しかしその後の調査で、赤ちゃんは西ナイルウイルスに感染しやすいほか、インフルエンザが重症化しやすくなり、短寿命化も起きることなどがわかりました。このようにゲノム編集では、予想外の有害事象が後になって判明することが起きているのです。

市民団体「OKシードプロジェクト」の調査では、全国168の自治体がゲノム編集トマトの苗を「受け取らない」と表明しています。「受け取る」と回答した自治体はありません。東京都内でも「受け取らない」と回答した自治体がでています。文京区でも予防原則の立場に立ち、ゲノム編集トマトの苗は受け取らず、栽培させない、食べさせないで下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 動物に食べさせての安全評価がされておらず、目的以外の遺伝子の破壊により予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性がある「ゲノム編集食品（上記のトマト含む）」は、文京区の小学校で子ども達に栽培させない、食べさせないよう区に求めること。
- 2 「ゲノム編集食品」の安全性の調査・研究を独自に行い、安全性が確認されるまで、「ゲノム編集食品」は、加工品を含め、学校給食に使用しないよう区に求めること。
- 3 「ゲノム編集食品」は食品表示がなく、知らずに購入してしまう恐れがあるので、「ゲノム編集食品」の表示を種苗・作物・食品にするよう国に求めること。